# 【施設型給付受給園】令和5年度検査調書における変更点について

本年度は、法令改正などを踏まえ検査項目の見直しを行いました。

検査調書作成に当たっては、調書様式の注釈などをご覧いただき、誤りや漏れなどのないように ご注意ください。なお、主な変更点は下記のとおりです。

皆さまには大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

# 【主な変更点】

【土な変史品】	-		
項目	本年度	昨年度まで	備考
検査調書「第2 幼	産後パパ育休制度(出生		育児、介護休業法の改
稚園の管理運営」	時育児休業制度)の創		正により、「産後パパ育
一「2 教職員」一	設、育児休業の分割取得		休制度(出生時育児休
「(4)産前産後休業、	(令和4年10月施行)		業制度)」が創設され、
育児・介護休業」一	・男性の育児休業取得促		また「育児休業の分割
「ア 産前産後休	進のため、子の出生後8		取得」が可能となったた
業、育児・介護休業	週間以内に4週間まで取		め。(令和4年10月施
に関する規程の作	得することができる制度。		行)
成状況」の注記を追	・ 育児休業(産後パパ育		
加	休制度を除く。)について、		
	分割して2回まで取得可。		
	(取得の際にそれぞれ申し		
	出)		
	(ア)育児休業を取得しや		育児、介護休業法の改
一「イ 雇用環境の	すい雇用環境の整備		正により、事業主は、育
整備、個別の周知・	・ 育児休業・産後パパ育		児休業を取得しやすい
意向確認の措置状	休に関する研修、相談体		環境整備及び妊娠・出
況」の項目を追加	制の整備、教職員の取得		産(本人または配偶者)
	事例の収集・提供及び取		の申し出をした労働者に
	得促進に関する方針の周		対する個別の周知・意
	知の実施の有無		向確認の措置を講ずる
	(イ)妊娠・出産(本人また		こととなったため。(令和
	は配偶者)の申し出をした		4年4月施行)
	教職員への個別の周知・		
	意向確認の措置		
	・ 個別周知・意向確認の		
	実施の有無		

項目	本年度	昨年度まで	備考
検査調書「第2 幼	ア バス送迎時の安全管		学校保健安全法施行規
稚園の管理運営」	理対策		則の改正により、バス送
- 「4 自動車(園バ	・バス送迎時の手順や役		迎の際の乗降時の点呼
ス)の有償運行状	割を定めたマニュアル、バ		等の方法による園児の
況」-「(3)バス送	ス乗降時の見落とし防止		所在確認や、送迎用の
迎時の安全管理」	用チェックシートの作成の		バスに安全装置(ブザー
の項目の追加	有無		その他の車内の園児の
	イ 安全装置(ブザーその		見落としを防止する装
	他の車内の園児の見落と		置)の設置が義務付けら
	し防止装置)の設置		れたため。(令和5年4月
	・安全装置の設置の有無		施行)
	及び設置無の場合の理由		
検査調書「第4 保	ウ 消火訓練、避難訓練、		消火訓練、避難訓練は
健管理及び安全管	通報訓練の実施状況		毎年度2回以上、通報
理」-「6 安全点検	・令和5年度及び令和4年		訓練は消防計画に定め
の実施状況」-	度の実施状況		る回数実施することとさ
「(2)消防法に基づ			れているため(消防法施
く防火管理の状況」			行令第3条の2第2項、
の項目の追加			同法施行規則第3条第
			10条)

# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

#### 令和4年4月1日施行

# 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

#### ● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休 (P2参照) の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 白社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

#### ● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の 周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか
意向確認の方法	注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

<sup>※</sup>雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

# 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

#### 改正前

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



#### 令和4年4月1日~

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は 労使協定の締結により除外可)

※育児休業給付についても同様に緩和



# 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

# 4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1 〜) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1 ~)	育児休業制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則 <b>休業の2週間前</b> まで <sup>※1</sup>	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して <b>2回</b> 取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して <b>2回</b> 取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 <b>労働者が合意した範囲<sup>*2</sup>で休業中に就業</b> <b>することが可能</b>	原則就業不可	原則就業不可
1 歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1 歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り <b>再取得可能</b> ** <sup>3</sup>	再取得不可

- ※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。
- ※2 具体的な手続きの流れは以下①~④のとおりです。
  - ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
  - ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
  - ③労働者が同意
  - ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- ●休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- ●休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満
- 例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、

休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合 ⇒就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2 ⊟ 目	3日目	4⊟目	5 🛮 🗎	6⊟目	7日目	13⊟目	休業終了日
4時間	/ <del> </del>	/*	8時間	6時間	/+	休	 /*	6時間
休	1/1\(\rightarrow\)	111	OI引目	休	1/1/	4時間	 1/1	休

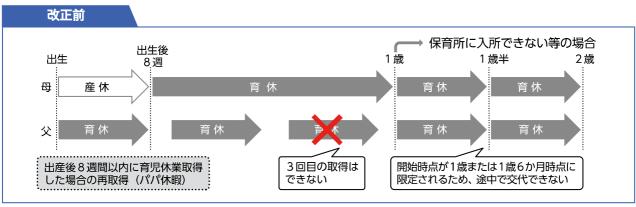
産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。 注:上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

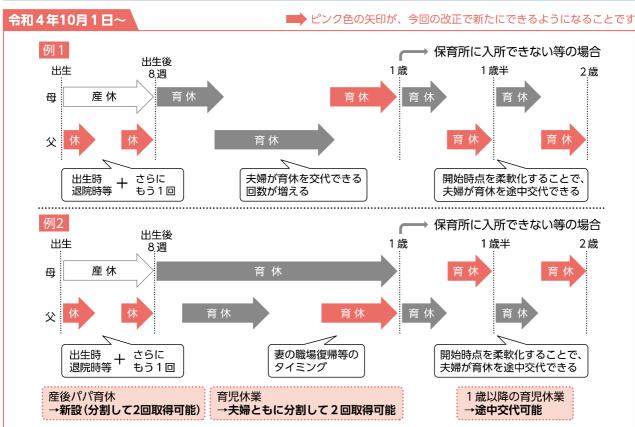
育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000986158.pdf



# 改正後の働き方・休み方のイメージ(例)





※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

# 育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

#### ●ハラスメントの典型例

- ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を 諦めざるを得なかった。
- ・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から 「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と 言われ苦痛に感じた。

# 5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況**を年1回**公表することが義務付** けられます。

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

# さらに詳しく知るための情報・イベントなど

#### ■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に 関するセミナーを開催しています。





#### ■両立支援について専門家に相談したい方へ

# 【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお 悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

②中小企業育児·介護休業等推進支援事業 https://ikuji-kaigo.com/



(2

#### ■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご 活用いただけます。

③社内研修用資料、動画

https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/

④就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html





3

#### (4)

#### ■両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。 育児休業取得率の公表も行えます。

⑤両立支援のひろば https://ryouritsu.mhlw.go.jp/



(5

# 育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	Ш	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山 形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

4 文 科 教 第 1309号 令 和 4 年 12月 28日

各 都 道 府 県 知 事 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 国 公 私 立 大 学 長 各 国 公 私 立 高等専門学校長 構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省総合教育政策局長 藤 江 陽 子 (公 印 省 略)

学校保健安全法施行規則の一部改正について (通知)

この度、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年文部科学省令第41号)が別添のとおり公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりましたので通知します。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の学校に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

# 第一 改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月に取りまとめられた。

これを受け、学校保健安全法施行規則について、所要の改正を行うものである。

# 第二 改正の内容

#### 1 本則

学校保健安全法施行規則において以下2点を義務付ける。

- ①学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及 び専修学校)において、児童生徒等の通学、校外学習等のために自動車を運 行するときは、児童生徒等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により 児童生徒等の所在を確認すること。
- ② 幼稚園及び特別支援学校においては、通学用の自動車(※1)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。
  - ※1 安全装置を装備しなくても、確実に児童生徒等の所在確認が行われる と考えられる2列以下の自動車等を除く。

#### 2 附則

(1) 施行期日令和5年4月1日とする。

(2) 経過措置

1②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の児童生徒等の 見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日 までの間、車内の児童生徒等の所在の見落としを防止するための代替的な措置 を講ずることとして差し支えないこととする。

# 第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、学校において校外学習等の際の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通学を目的とした自動車のうち、座席(※2)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、児童生徒等が、確実に3列目以降が使用できないように児童生徒等が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

※2 「座席」には、車椅子を使用する児童生徒等が当該車椅子に乗ったまま 乗車するためのスペースを含む。

#### 3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

# 4 実効性の確保等

今回の省令改正で安全装置の装備が義務付けられる幼稚園と特別支援学校においては、上記のガイドラインに適合する安全装置の送迎用バスへの装備について 遺漏ないよう取り組まれたいこと。

また、児童生徒等の所在確認については、各学校においてこれまでも教育活動の前提として必然的に実施されてきたものであるが、今回の省令改正によって法令上位置付けられたことに鑑み、学校安全の基本となるという認識を共有するとともに、自動車等への乗降の場合に限らず、学校生活の中で場面が変わる際の所在確認の在り方について見直す機会とされたいこと。

なお、具体の所在確認に当たっては、児童生徒等の年齢や発達段階に応じて適切な方法によって行われることが望ましいこと。

# 5 施行期日

本改正省令の、施行期日を令和5年4月1日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

# 6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間について も、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促 すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒等の所在確認を行 ったことを記録する書面を備えるなど、児童生徒等が降車した後に運転手等が車 内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

# 本件担当:

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課 安全教育推進室 交通安全·防犯係

TEL: 03-5253-4111 (内線2695)

# 消防訓練について

防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、防火管理に係る消防計画を作成し、 消防計画に基づき定期的に消防訓練を実施する義務があります。(消防法第8条)

※ 消防訓練を実施せず、防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合は、1年以下の懲役又は100万円 以下の罰金となる場合があります。(消防法第41条)

# 1 消防訓練の種別と実施回数

消防訓練の種別には、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があります。 実施しなければならない訓練の種別と回数は、防火対象物の用途ごとに次の表のとおりになります。

訓練の種別	内容	訓練	回数	
1 司川水 (ノイ里力)	Py A	※特定防火対象物	※非特定防火対象物	
消火訓練	消火器及び屋内消火栓等の 取扱い訓練	年 2 同 N L	消防計画に定める回数	
避難訓練	避難誘導及び避難器具の 取扱い訓練	年2回以上	月四日回にためる四数	
通報訓練	消防機関に通報する訓練	   消防計画に 	定める回数	

※特定防火対象物とは・・・・・・・・集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設等の 不特定多数の人が利用する建物

※非特定防火対象物とは・・・・・・共同住宅、学校、図書館、神社、工場、倉庫、事務所、文化財等の 特定の人が利用する建物

# 2 消防訓練の実施方法

- ① 消防計画に基づき、消防訓練の実施日時と訓練内容を決定しましょう。
- ② 特定防火対象物は、消防訓練の実施予定と実施結果について、管轄の消防署に報告する義務があります。(非特定防火対象物は不要です。)

報告する内容は、消防訓練実施(計画)報告書をご参照ください。

③ 消防訓練は防火管理者が中心となって実施してください。消防職員による消防訓練の指導を希望する場合は、管轄の消防署にご相談ください。

# 3 消防訓練に関するパンフレット

次のパンフレット(総務省消防庁)を参考に消防訓練を実施してください。

- ・消火訓練(消火器・屋内消火栓設備の操作要領)
- ・通報訓練(建物内への周知・119番通報要領)
- ・避難訓練(階段・通路による避難要領)
- ・避難訓練(避難器具を使用した避難要領)



2	箇所	ホチ	キス	留め	で提出
---	----	----	----	----	-----

設置者番号			
※調査年月日	年	月	日

# 令和5年度 施設型給付受給園調査票

(幼稚園型認定こども園及び施設型給付受給幼稚園用)

学	交 法 人	名	
理	事 長 氏	名	
幼	名	称	
稚	所 在	地	
作胜	電話番	号	
園	園 長 氏	名	
調査	票作成	者	
職	· 氏	名	

※調査担当者氏名	
----------	--

(※印の欄は記入しないでください。)

第 1	学校法人	の管理運営
<i>7</i> 0 1		いら生活さ

学校法人	名

#### 1 管理運営一般

(1) 法人登記の状況

ア 寄附行為に定める資産総額の変更登記の期限:会計年度終了後 か月以内

> (寄附行為第 条)

#### イ 登記の状況

	登記事由発生年月日	登記年月日
令和4年度資産総額	令和5年 3月31日	年 月 日
代表者の登記	年 月 日	年 月 日

(参考):法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書,代表者就(退)任届、寄附行為

(注) 資産総額変更登記は決算理事会及び決算評議員会での議決後、寄附行為に定める期限内、代表者登記は選任の日 から2週間以内に行う。

(2) 現行寄附行為の、県の認可(変更認可)状況

	施行(変更)年月日	県の認可(変更認可)年月日		
現行の寄附行為	年月日	年 月 日		

(参考): 寄附行為, 寄附行為変更認可申請書, 寄附行為(変更)認可書, 寄附行為変更届 (注)施行(変更)日は、県の認可(変更認可)日と同日又はそれ以降の日となる。

#### 2 理事、監事及び評議員

(1) 現在の役員等の選任状況

	役 職 名	定数	実員	うち 外部 役員	任	期	役 員 就退任届	履歴書の 有無
	園長理事	人	人	人		~	(提出年月日	有・無
理	評議員理事	人	人	人		~	を記入)	有・無
事	学識経験者理事	人	人	人		~		有・無
,	その他の理事	人	人	人		~	年	有・無
理	事 長		人	人		~	月 日	有・無
監	事	人	人	人		~		有・無
<b>⇒</b> π:	職員評議員	人	人			~		有・無
評	卒業者評議員	人	人			~		有・無
議	※(保護者) 学識経験者評議員	(人)	<u>( 人)</u> 人			$\sim$		 有・無
員	その他の評議員	人	人			~		有・無

※卒業者評議員に卒業者でない保護者を充てている場合は、( ) 内に外書きしてください。 (参考): 寄附行為, 役員名簿, 役員就任承諾書・履歴書・宣誓書, 役員就(退)任届, 評議員名簿・履歴書, 理事会・評議員会議事録

(注1)外部役員については、現に法人の役職員でない理事及び監事をそれぞれ1人以上含む必要がある。

(注2) 履歴書は、役員評議員の選任の都度、新たに作成した最新のものを法人で保管しておく必要がある。

【理事・監事に係る親族関係者 いる・いない (「いる」場合は以下に記入してください)】

役職名	氏	名	続柄	役職名	氏	名	続柄

(注)各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

- (2) 理事長職務代理者の選任状況
- ア 定めている (寄附行為の規定どおり・寄附行為の規定とは異なる)
- イ 定めていない

(参考): 理事長選任時の理事会議事録、寄附行為

# 3 理事会·評議員会

(1) 理事会(令和4年4月~令和5年度開催決算理事会)の開催状況及び議題(○印を記入)

· / — · · · · · · · · ·	• • ••••••		***************************************	F	9 #320 - ( 0 . )	- n-> - ,
開催日(開始時刻)		· ·	:	:	:	· ·
出 席 者 数	人	人	人	人	人	人
予算・事業計画※						
決算・事業報告						
寄附行為の変更※						
長期借入金※						
資産の取得・処分※						
園則の変更						
そ の 他						
(役員等の選任等)						

(参考): 寄附行為、理事会の議事録

(注)※印は、寄附行為で定めている場合、評議員会で先議する。決算理事会は会計年度終了後2か月以内に実施する。

(2) 評議員会(令和4年4月~令和5年度開催決算評議員会)の開催状況及び議題(○印を記入)

開催日(開始時刻)	:	:		:	:	
出 席 者 数	人	人	人	人	人	人
予算・事業計画						
決算・事業報告						
寄附行為の変更						
長 期 借 入 金						
資産の取得・処分						
園則の変更						
そ の 他						
(役員の選任等)						

(参考): 寄附行為、評議員会の議事録、(注)決算評議員会は会計年度終了後2か月以内に実施する。

#### 4 法人の会計

(1) 新会計基準(平成28年度以降適用)に基づく経理規程の作成状況

	直近改正年月日		勘定科目表 耐用年数表		契約に関する規定	
現行経理規程	年	月	日	有・無	有・無	有・無

(参考): 経理規程、勘定科目表、耐用年数表

# (2) 理事個人(理事が経営する会社)に関する有償契約及び利息付金銭消費貸借

契約内容	契約相手(続柄)	契 約 日 (契約期間) 金額・利率等	理事会承認年月日 (特別代理人氏名及 び選任年月日)(注)	貸借対照表 注記の有無
		年 月 日 ( ~ )	年 月 日	有・無
		年 月 日 ( ~ )	年 月 日	有・無

(参考):契約書、理事会議事録(特別代理人選任通知書)、元帳

(注)令和2年4月以降、理事の利益相反取引(学校法人との売買取引や債務保証等)には理事会の事前承認が必要(令和2年3月以前は、理事長個人及び理事長が経営する会社と学校法人との間で有償契約を締結する場合は、契約期間の更新の場合もその都度特別代理人の選任が必要。)

# (3) 役員報酬等

ア 役員等報酬規程(役員に対する報酬等の支給の基準)の作成の有無

- (ア) 作成している ( 報酬あり ・ 報酬なし )
- (イ) 作成していない

(参考): 役員等報酬規程(役員に対する報酬等の支給の基準)

# イ 理事会・評議員会出席報酬(令和4年度分)の支給状況

	出席者	年間支出額				
	延べ人数	役員報酬	報酬委託手数料	旅費交通費		
理事会	人	円		円		
評議員会	人		円	円		

(参考):元帳、寄附行為

# (4) 法人で所有するカード(クレジットカード)の有無及び管理の状況

法人カード	法人カードの使途	法人カードの管理者
有 · 無		

(参考):領収証、元帳、仕訳伝票、クレジットカード利用明細書

(5) 未利用資産(土地建物・リゾート	、会員権等)の	有無				
ア な い イ あ る (売却等処分の予定	(ア)ある	(イ)ない	(ウ)検討中 )			
	内	<u> </u>	()/1次月1 /			
		·				
/女女/ 四户游女/址 叶本口码 了新本 / 1.此	7.4.44\ マジミコ の エロナ					
(参考):固定資産台帳、財産目録、不動産(土地	・ 建物) 登記の現代	王事垻至部証明音				
(6) 現金・預金 → 別紙1を作力	成してください	٧,				
資金収支計算書 (支出の部)		円	不一致の場合、その理由等			
「次年度繰越支払資金」の額						
貸借対照表の本年度末		円				
「現金預金」の額						
別紙1の「4現金+預金」の合計額		円				
(参考):資金収支計算書、貸借対照表、財産目録	、現金出納簿、預念	金残高証明書				
(7) 有価証券の保有状況(ただし、	金融機関等への	の出資金は除く	)			
ア 保有していない	Health Mark A		,			
イ 保有している → 別紙2を	作成してくだる	きい				
(参考):貸借対照表、財産目録、元帳、理事会議	事録					
(8) 元本保証のない有価証券を保有	している場合の	7次 産 番田 粗 程	1作品の右無			
ア 作成している(理事会の承認						
イ作成していない	• (// 0/)	ν (1 <i>)</i> ο	,			
(参考): 有価証券に関する資産運用規程、理事会議事録						
(9) 剰余金等の状況	·	<u> </u>				
翌年度繰越収支差額(令和4	年度末)		円			
減価償却累計額(	同上)		円			
現金預金(同	上 )		円			

※貸借対照表及び固定資産明細表から転記してください。 (参考):貸借対照表、固定資産明細表

# 第2 幼稚園の管理運営

幼稚園名	幼稚園
------	-----

# 1 管理運営一般

(1)教育週数(令和4年度の実際の週数)

<i>y</i> • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 404 1 - 200
週(①+②)	①月曜日から金曜日を1週間とする。(週の途中に祝日が 含まれていても1週間と数える。) ②学期始めや学期末の1週間にならない端数日は、合計して 5で除した数(端数切り捨て)を週数に換算する。

(参考): 園則、園児の出席簿

(2) 園則(令和5年度適用)の県への届出状況

年月日届出済み	※納付金に係る園則変更は、前年の9月末までに 届け出る。
---------	---------------------------------

(参考): 園則変更届の控え (県への届出が確認できるもの)

# (3) 園則で定める収容定員と園児数

	定員(A)	実員(B)	差 (A-B)
令和5年5月1日	人	人	人
令和4年5月1日	人	人	人
令和3年5月1日	人	人	人

(参考): 園則、園児の出席簿、クラス別年齢別調査票

# (4) クラス別園児数(令和5年5月1日現在)

	クラス名	園児数	専任教諭の配置	補助教諭の配置
	グラヘ石	图光数	守江教訓の配直	州助教訓の配直
5歳児		人	有・無	
		人	有・無	
		人	有・無	
4歳児		人	有・無	
		人	有・無	
		人	有・無	
3歳児		人	有・無	有・無
		人	有・無	有・無
		人	有・無	有・無
満3歳児		人	有・無	有・無

(参考): 園児の出席簿、入園申込書、教職員名簿、クラス別年齢別調査票

# (5)「幼稚園における学校評価ガイドライン」に基づく学校評価の実施状況

	実施の有無	公表の有無	公表している場合、その方法
自己評価	有 · 無	有 ・ 無	書面配布・園内掲示・インターネット その他( )
園関係者評価	有 · 無	有 · 無	書面配布・園内掲示・インターネット その他( )
第三者評価	有 · 無	有 · 無	書面配布・園内掲示・インターネット その他( )

#### 2 教職員

#### (1) 園長の資格及び勤務形態

園長の資格	勤務形態	教頭等の配置
ア 教員免許状所持 (専修免許状・一種免許状) イ 教育に関する職に10年以上あった者 ウ その他 ( )	ア 常 勤 イ 非常勤 ( 日/週)	有・無 ※園長が非常勤の 場合に記入してく ださい。

(参考): 園長採用届の控え (開園当初から変更ない場合は設置認可申請書の控え)、出勤簿、履歴書

#### (2) 教職員の就業規則の作成状況

就業規則の作成	労働基準監督署への届出	教職員への周知方法
有 · 無	ア 年 月 日届出 イ 届出義務なし	

(参考): 就業規則 (10 人以上雇用の場合は労働基準監督署の受付印のあるもの)、教職員名簿

#### (3)変形労働時間制の採用状況

	7 200 73 183 3 183 183 183 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		
	採用している変形労働時間制の種類	就業規則への記載	労基署への届出
ア	1 年単位の変形労働時間制を採用	有・無	有・無
1	1 か月単位の変形労働時間制を採用	※変形労働時間制を採用	※1年単位の変形労働時間制
ウ	採用していない	している場合に記入。	を採用している場合のみ記入

- (参考): 就業規則、1年単位の変形労働時間制の労基署への届出書、変形労働時間制に関する労使協定 (注1)変形労働時間制を採用する場合は、就業規則又は労使協定においてその旨を定める必要がある。
- (注2)1年単位の変形労働時間制を採用する場合は、<u>毎年度</u>、労使協定を締結し労働基準監督署に届け出る必要がある。

<sup>(</sup>参考) 園で作成した自己評価結果シート等 (注1)学校教育法施行規則第39条、第66条及び第68条に基づき、園の教育活動その他の運営の状況について、 教職員自ら評価を行い、その結果を園関係者等に公表し、代表者に報告する。(実施・公表ともに義務である。) (注2)自己評価結果を踏まえた園関係者評価(保護者その他園関係者による評価)についても、実施及び公表に努める。

#### (4) 産前産後休業、育児·介護休業

ア 産前産後休業、育児・介護休業に関する規程の作成状況

産前産後休業、育児・介護休業に 関する規程の作成	教職員への周知方法
有 • 無	

- (参考): 産前産後休業、育児・介護休業について定めたもの(就業規則、育児・介護休業規程など)
- (注) 育児休業の期間等について(平成29年10月施行)
  - 育児休業の期間は原則として子が出生した日から子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で労働者が申し 出た期間
  - ・養育する子が1歳に達する日において(子が1歳2か月に達するまでの育児休業が可能である場合に1歳を超えて育児休業をしている場合はその休業終了予定日において)いずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所に入所 できない等の事情がある場合には、子が1歳6か月に達するまで延長可能(子が2歳に達するまで再延長可能) 産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設、育児休業の分割取得(令和4年10月施行)
  - 男性の育児休業取得促進のため、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる制度。
  - ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする(現行の育児休業(1か月前)よりも短縮)。 ②分割して取得できる回数は、2回とする。(初めにまとめて申し出ることが必要) ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業可。

  - ・ 育児休業(産後パパ育休制度を除く。)について、分割して2回まで取得可。(取得の際にそれぞれ申し出)

#### イ 雇用環境の整備、個別の周知・意向確認の措置状況

(ア) 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

	実施の有無
育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施	有・無
育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)	有 · 無
教職員の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供	有 · 無
教職員へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知	有 · 無

(参考):産前産後休業、育児休業について定めたもの(就業規則、育児休業規程など)、育児休業・産後パパ育休研修等の資料 (注) 育児休業と産後パパ育休の申出が円滑に行われるようにするため、上記のいずれかの措置を講じることが必要 (令和4年4月施行)。※複数の措置を講じることが望ましいとされている。

(イ) 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした教職員への個別の周知・意向確認の措置

個別周知,意向確認 実施している 実施していない

(参考):産前産後休業、育児休業について定めたもの(就業規則、育児休業規程など)、個別周知・意向確認に関する資料等 (注)育児休業・産後パパ育休に関する制度、申し出先、育児休業給付及び教職員が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取扱いについて、周知と取得意向の確認を個別に行うことが必要(令和4年4月施行)。

#### (5) 教職員給与

ア 給与規程の作成状況

給与規程の作成	給料表の作成	教職員への周知方法
有 · 無	有・無	

#### イ 給与支給状況(令和4年度分)

	給与規程との整合	総勘定元帳との一致
本 俸	整合 ・ 不整合	一致 · 不一致
手 当	整合 ・ 不整合	一致 · 不一致

(参考):給与規程、給料表、賃金台帳、元帳、教職員名簿

- ウ 給与支給方法(該当項目に○を付けてください。)
  - (ア) 口座払い
  - (イ) 現金払い(受領印あり・受領印なし)
- エ 給与規程における時間外勤務手当の規定の有無
  - (ア) 規定している
  - (イ) 規定していない
- (注)労働基準法上、法定労働時間を超える時間外労働、または深夜労働を行わせたり、法定休日に労働させたり した場合には、次の割増賃金を支払わなくてはならないため、給与規程にも対応する規定を設ける必要がある。
  - ・時間外労働 2割5分以上

  - ・時间外カ調 2 刮 3 刀 級 上・休日労働(法定休日に労働した場合 3 割 5 分以上・ 突 あ 学働(午後 10 時 ~ 午前 5 時) 2 割 5 分以上)
  - ・月60時間を超える時間外労働 5割以上
  - ・時間外労働が深夜に及んだ場合 5割以上(=時間外(2割5分以上)+深夜(2割5分以上))
  - ・休日労働が深夜に及んだ場合 6割以上(=休日(3割5分以上)+深夜(2割5分以上))。

#### (6) 退職金

ア 退職金規程の作成状況

/ / 19(35/96)55	- 11 /94 // 104
退職金規程の作成	支給乗率表・標準給与月額表の添付
有 ・ 無	有・無

# イ 退職金支給状況(令和4年度退職分、未払も含む)

役 職	支給額	うち退職金 財団給付額	差額	退職年月日	支給年月日
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		

(参考):退職金規程(支給乗率表、標準給与月額表含む)、貸借対照表、元帳、退職金財団からの職員給付確認通知書

#### ウ 退職金の引当等

- (ア) 引当している
- (イ) 引当していない(退職金財団給付額と同額を退職者に支給する場合も含む)

# (7) 臨時・非常勤教職員雇用の際の契約書等の交付状況

# ア 書面の交付状況

書面の交付		交付している書面の種類	
(ア) 交付している	(ア)	雇用契約書	
(イ) 交付していない	(イ)	雇用通知書(辞令を含む。)	
(ウ) 該当する職員がいない	(ウ)	労働条件通知書等労働条件のわかるもの	
	(工)	賃金規程	
	(才)	その他(	)

(参考): 労働条件通知書等、賃金規程、雇用契約書、労働条件を記した辞令の写し

# イ 労働条件の書面(FAX・メールを含む)での交付状況

項目	記載の有無
労働契約の期間	有 · 無
(有期契約の場合)労働契約の更新の基準	有 ・ 無
就業場所・従事すべき業務	有 • 無
始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇等	有 ・ 無
賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項	有 · 無
退職(解雇を含む)に関する事項	有 • 無
(※)昇給の有無	有 · 無
(※)退職手当の有無	有 · 無
(※)賞与の有無	有 · 無
(※)相談窓口	有 · 無

(※) パートタイム・有期雇用労働法適用対象となる労働者のみ

# (8) 労災保険、雇用保険、私学共済及び退職金財団への加入状況

ア 労災保険、雇用保険、私学共済及び退職金財団への加入状況(令和5年度)

) JOSEPH	労災保険	雇用保険	私学共済	退職金財団
全教職員数 (臨時職員等を含む)		人(うち非常勤・	臨時教職員等	人)
加入者数	人 うち特別加入 (人)	<u></u>	<u></u>	<u></u>
未加入者数	人	人	人	人
未加入者の職・氏名 (未加入である理由) ※未加入である理由は 「臨時職員のため」、 「経営者のため」 など具体的に記入して ください。				

(参考):教職員名簿、雇用契約書、労働保険概算確定保険料申告書、私学共済標準給与基礎届、退職金財団掛金通知書 (注)労災保険は、臨時職員等及び65歳以上の者も含め、経営者一族を除く全ての雇用者が加入する必要がある。

イ 65歳以上労働者の雇用保険(高年齢被保険者)加入の有無

(ア) 加入している

(イ) 加入していない

(ウ) 該当なし

(注)雇用保険は臨時・非常勤教職員も31日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合には加入する必要がある。また、**平成29年1月1日以降、労働条件が加入条件に該当する65歳以上の労働者は「高年齢被保険者」として雇用保険に加入させる必要がある。**なお、令和4年1月1日以降、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、31日以上引き続き雇用されることにより、令和4年1月1日以降、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、31日以上引き続き雇用されることにより、

なお、令和4年1月1日以降、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、31日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ、そのうち2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)での労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上である場合は、本人の申出により「マルチ高年齢被保険者」として雇用保険に加入させることができる。(雇用保険マルチジョブホルダー制度)

# (9) 職場におけるハラスメントの防止に向けた措置

# ア セクシュアルハラスメント対策

項目	実施の有無	具体的な内容(実施していない場合はその理由)
事業主の方針の明確化及び 周知・啓発(就業規則に記載、 対応マニュアル作成、防止研修など)	(ア)実施している (イ)実施していない	
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談窓口(担当者)の設置など)	(ア)実施している (イ)実施していない	

#### イ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策

項目	実施の有無	具体的な内容(実施していない場合はその理由)
事業主の方針の明確化及び 周知・啓発(就業規則に記載、 対応マニュアル作成、防止研修など)	(ア)実施している (イ)実施していない	
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談窓口(担当者)の設置など)	(ア)実施している (イ)実施していない	

# ウ パワーハラスメント対策

項目	実施の有無	具体的な内容(実施していない場合はその理由)
事業主の方針の明確化及び 周知・啓発(就業規則に記載、 対応マニュアル作成、防止研修など)	(ア)実施している (イ)実施していない	
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談窓口(担当者)の設置など)	(ア)実施している (イ)実施していない	

(参考): ハラスメント対応マニュアル、ハラスメント防止研修資料など

- (注)セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策及びパワーハラス メント対策は、事業主の義務
  - (パワーハラスメント対策は、中小事業主についても令和4年4月1日から義務となりました。)

- 【事業主として行うべき措置】 ・事業主の方針の明確化及び周知・啓発
  - ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
  - ・ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
  - ・併せて講ずべき措置 (プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)

# 3 施設及び設備

(1) 幼稚園設置基準に基づく園舎、運動場の面積及び保育室数

	現状(A)	設置基準(B)	差 (A-B)
園 舎	m²	m²	m²
運動場	m²	m²	m²
保育室数	室	室	室

※設置基準 (B) の保育室数欄は、認可定員を35で割った数(端数切り上げ)を記入してください。 (参考):不動産(土地・建物)登記の現在事項全部証明書、施設設備状況表、固定資産台帳 (注)園舎面積は不動産(土地・建物)登記の現在事項全部証明書から転記、運動場の面積は施設設備状況表を参照して 記載する。なお、施設設備状況表の面積が現状(最新の登記証明書等)と一致しているか確認すること。

#### (2) 園地、園舎等の登記状況

	登 記 状 況	未登記の物件(その理由)
園 地	ア 全て登記済み イ 一部(全て)未登記	
園 舎	ア 全て登記済み イ 一部(全て)未登記	
その他の施設 (土地・建物)	ア 全て登記済み イ 一部(全て)未登記 ウ 該当なし	

(参考):不動産(土地・建物)登記の現在事項全部証明書、施設設備状況表

(3) 前回実地検査以降の園地・園舎の変更の有無(前回実地検査 年 月 日) アない

_	٠.	•
イ	あ	る

		変更	年月日		園地(園舎)変更届提出年月日
園	地	年	月	日	年 月 日
園	舎	年	月	日	年 月 日

(参考): 園地園舎変届の控え、固定資産台帳

# (4) 幼稚園の土地・建物についての貸借状況

土地・建物の種類用途	契約書の有無	財産目録の 借用財産への記載	使用料 (月額及び無償など)
	有・無	有 • 無	
	有・無	有・無	
(A) de \ (La rr) (D    la ro () do . (c) (D    la ro ()	有•無	有 · 無	

(参考):使用貸借契約書、賃貸借契約書、財産目録、元帳 (注)個人等から借用している園地、畑及び駐車場等については、無償であっても、契約書の作成は必要であり、 「借用財産」として財産目録に記載する必要がある。(私立学校事務の手引きP129)

#### 4 自動車 (園バス) の有償運行状況

#### (1) 園バスの登録

自動車(園バス) のナンバー	有償運行の有無 (実費徴収の有無)	購入等	の年月	日	埼玉運軸 届出・3		
	有 ・ 無	年	月	日	年	月	日
	有・無	年	月	日	年	月	日
	有・無	年	月	日	年	月	日
	有・無	年	月	日	年	月	日

(参考):埼玉運輸支局の許可証、許可証変更届(車両入替時に提出したもの)(運輸支局への届出が確認できるもの) (注) 園バスを新たに更新した場合は、変更届(運輸支局への届出が確認できるもの)を園で保管しておくこと。

- (2) 安全運転管理者の選任
  - ア 管轄の警察署に届出済み
  - イ 選任しているが管轄の警察署には届け出ていない
  - ウ 選任していない

(使用する自動車(乗車定員 10 人以下)の台数: 台)

- (参考): 安全運転管理者選任届の控え
- (注) 乗車定員 11 人以上の自動車は 1 台でも所有、使用していれば選任義務が生じる。(園バスを外部業者から借用 し、園に保管している場合も園で選任義務が生じる。)また、園の業務用に使用している乗車定員 10 人以下の自動 車を5台以上所有している場合も選任義務が生じる。
- (3) バス送迎時の安全管理

ア バス送迎時の安全管理対策

バス送迎時の手順や役割を定めたマニュアル	作成している ・ 作成していない
バス乗降時の見落とし防止用チェックシート	作成している ・ 作成していない

<sup>(</sup>注)上記マニュアル及びチェックシートについては、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(令和4年10月12 日厚生労働省他関係府省発出)」を参考とすること。

# イ 安全装置(ブザーその他の車内の園児の見落とし防止装置)の設置

自動車 (園バス) のナンバー	装置の有無	装置無の場合の理由
	有 · 無	座席が2列以下 ・ 代替措置(講じている・講じていない)
	有 · 無	座席が2列以下 ・ 代替措置(講じている・講じていない)
	有・無	座席が2列以下 ・ 代替措置(講じている・講じていない)
	有・無	座席が2列以下 ・ 代替措置(講じている・講じていない)

- (参考):バス送迎時の手順や役割を定めたマニュアル、バス乗降時の見落とし防止用チェックシートなど
- (注) 座席(※1)が2列以下(※2)のものを除く全ての自動車(園バス)に設置義務がある。なお経過措置として、設置が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとと もに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手や同乗者 等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替的な措置を講ずることとされている。

  - ※1 「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。 ※2 座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付き の柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶する場合を含む。

# 第3 会計事務の処理

# 1 会計事務一般及び現金取扱い

(1) 幼稚園の経理責任者 (現金取扱担当者)

経理責任者 (現金取扱担当者)	
職・氏 名	

(参考): 経理規程

# (2)総勘定元帳の作成頻度、作成者及び確認者

概ねの作成頻度 (作成時期)	作成者(職員・会計事務所)	確認者(事務長など)
(例:毎日入力、月1回打ち出し)		

(参考): 経理規程

# (3) 幼稚園における現金の取扱い

ア 現金出納簿の作成及び現金の取扱い

現金出納簿の作成	手元現金有高と	経理規程に定める	
(日々の出入金管理用)	現金出納簿の照合頻度	支払用現金の	
		保有限度額	
有・無・仕訳伝票で代替	(例:毎日)	円	

(参考):経理規程、現金出納簿(帳)、元帳、仕訳伝票

# イ 理事長等個人による一時的な現金立て替えの有無(令和4年度)

個人による一時的な	主な用途	借入金台帳等へ	一時的な現金立て替
現金立て替えの有無		の記載の有無	え額の年度末残高
有 • 無	(例:修繕費の立て替え)	有 · 無	円 (令和4年度末)

(参考):現金出納簿(帳)、元帳(短期借入金)、借入金台帳

# 2 寄付金

# (1) 寄付金の状況

	寄付受入	寄付申込書	寄付の内容又は寄付者(主なもの)
一般寄付金	有・無	有・無	
特別寄付金	有・無	有・無	
現物寄付	有・無	有・無	

# 3 支出等の状況

# (1) 支出の状況

(I) /CH !!					
	令和4年度決算額	主な執行内容			
消耗品費	円				
旅費交通費	円				
福利費	円				
諸会費	円				
報酬委託手数料	円				
渉外費	円				
維費	円				

#### (2) 施設・設備関係支出の状況

経理規	程程に定める契約書の		万	円	以上	
	令和4年度決算額	経理規程に定める契約書の作成が必 要な契約金額以上支出項目の内容 (該当する工事、修繕、備品の内容)	契約金額	契約の	書作	
/夕/关 曲	円		円	有	•	無
修繕費 支出			円	有	•	無
又山			円	有	•	無
	円		円	有	•	無
建物支出			円	有	•	無
			円	有	•	無
構築物	円		円	有	•	無
支出			円	有	•	無
ХШ			円	有	•	無
機器備品	円		円	有	•	無
			円	有	•	無
ХЩ			円	有	•	無

<sup>(</sup>参考):事業活動収支計算書、寄付申込書、元帳、固定資産台帳 (注)寄付申込書等において用途指定が明確な寄付金は特別寄付金に、用途指定がない寄付金は一般寄付金に、遊具、記念木など現物の寄付(金額の多寡によらない)があった場合は現物寄付に計上する。

<sup>|</sup> (参考):事業活動収支計算書、元帳、証拠書 (注)「主な執行内容」欄には各支出科目において、園支出の中で代表的な費目を記載すればよい。

<sup>(</sup>参考): 資金収支計算書、元帳、領収証、契約書、経理規程 (注)例えば、経理規程において「100万円以上の契約においては契約書の作成が必要である。」と定めている場合、 当該額以上の支出を行う場合は、領収証を受け取るのみならず、契約書を作成し取り交わす必要がある。

# 4 未収入金・未払金の状況

(1) 令和4年度末の未収入金の状況

(記入しきれない場合は、以下の項目が記載されていれば別紙でも構いません)

未収入金の内容	金 額 現在の状況			現在の状況
			円	収納済み(月)・未収

(参考):元帳(未収入金)、証拠書、財産目録

#### (2) 令和4年度末の未払金の状況

(記入しきれない場合は、以下の項目が記載されていれば別紙でも構いません)

未払金の内容	金	額	現在の状況
		円	支払済み(月)・未払

(参考):元帳(未払金、長期未払金)、証拠書、財産目録

# (3)源泉税及び私学共済掛金の滞納(注)状況(令和4年度)

	滞納の有無		無	有の場合、	左記の滞納金の	滞納額の	
				滞納金の支払額	基となった滞納額	令和4年度末残高	
源泉税	有	•	無	円	円	円	
私学共済掛金	有	•	無	円	円	円	

(参考):元帳(未払金、長期未払金)、借入金台帳

(注)3月分の私学共済掛金は期末未払金に計上するが、納期限を超過した「滞納」ではないので記載しない。

# 5 資産・負債の状況

(1) 固定資産台帳、減価償却明細表の作成状況

	台帳の有無	令和4年度増減の整理	減価償却明細表	償却費の算出
固定資産台帳等	有・無	適・否・該当なし	有・無	適・否

(参考):経理規程、固定資産台帳、減価償却明細表

(注)減価償却明細表をもって固定資産台帳を兼ねる場合には、土地、図書など減価償却の対象とならない資産も記載することが必要。

(2)借入金の状況、借入金台帳及び契約書の作成状況(個人(理事長など関係者も含む)からの一時的な借入も含め、年度末時点で残高のあるもの全てについて記載)

アない

イある

借入年月日	借入先	借入金台帳の有無	契約書の有無	目的
		有・無	有・無	
		有 · 無	有・無	
		有・無	有・無	
		有・無	有・無	
		有・無	有・無	

(参考):財産目録、金融機関の返済計画表、借入金台帳、契約書、元帳

# 第4 保健管理及び安全管理

幼稚園名	幼稚園
<b>分が性図</b> 石	分打性性

# 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(1) 学校医等の委嘱状況及び執務記録簿の有無

	氏	名	委嘱	年月日		委嘱状の有無	執務記録簿の有無
学 校 医			年	月	日	有 • 無	有 · 無
学校歯科医			年	月	日	有 · 無	有 · 無
学校薬剤師			年	月	日	有 · 無	有 · 無

(参考): 委嘱状の写し、執務記録簿

# 2 学校保健計画、学校安全計画及び危険等発生時対処要領

(1) 計画の作成状況、記載内容及び学校医等の参与の状況

	作成年月日	記 載 内 容 (記載されているものに○)	学校医等の 参与の有無
学校保健計 画	年 月 日	ア 保健管理に関する項目 イ 保健教育に関する項目 ウ 組織活動に関する項目 (家庭地域との連携を含む)	学校医 有・無 歯科医 有・無 薬剤師 有・無
学校安全 計 画	年 月 日	ア 安全管理に関する項目 イ 安全教育に関する項目 ウ 組織活動に関する項目 (家庭地域との連携を含む)	学校医 有・無 歯科医 有・無 薬剤師 有・無
危 策 等 発 生 時 対 処 要 領	年 月 日	ア 不審者への対処 イ 地震等への対処 ウ その他	

(参考): 学校保健計画、学校安全計画、危険等発生時対処要領、執務記録簿

<sup>(</sup>注)学校保健計画及び学校安全計画は、それぞれ個別に作成する必要がある。

# 3 園児の健康診断(直近の実施状況について記載)

(1) 園児の健康診断の実施状況

	実施其	明日 -	実施医療	機関名		未受診園児の有	<b>有無</b>
内科	等年	月 日			無 •	有(その人数	人)
歯	科 年	月 日			無 •	有(その人数	人)
その	他年	月 日			無 •	有(その人数	人)
未受診園	児がいる場合	その後	に受診済み	結果の言	己録	未受	診
その後	:の措置状況	(人数	人)	有・	無	(人数	人)

(参考):健康診断票、未受診園児の健康診断結果

(注)未受診園児については、その後の受診結果を把握し、園で保管する必要がある。

(2) 健康診断項目の実施及び記録の状況

(2			<del></del> 実施の有無		記録の有無			
	項目	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
ア	身長	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
1	体重	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ウ	栄養状態	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
工	脊柱・胸郭・四肢	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
才	視力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
力	聴力	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
丰	眼の疾病及び異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ク	耳鼻咽喉頭疾患	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ケ	皮膚疾患	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
コ	歯及び口腔の疾病異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
サ	心臓の疾病及び異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
シ	尿	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ス	その他の疾病及び異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(参考):健康診断票

(注)実施した結果異常がない場合、健康診断票は空欄にせず、それぞれの項目全てに「異常なし」等何らかの記載をすること。

# (3) 健康診断結果の保護者への通知及び事後措置

保護者への通知	通知している	•	通知していない
必要な事後措置	講じている	•	講じていない

(参考):健康診断票、健康診断結果の保護者への通知文(書式)

# (4)満3歳児入園時の健康診断の実施状況(令和5年度)

対象園児数	受診園児数 (注)	未受診園児への対応
人	人	

(参考):健康診断票

(注) 健康診断は、法令上「毎学年6月30日まで」とされているが、6月30日以降に入園した満3歳児について入園後、すみやかに実施する必要がある。

# 4 教職員の健康診断(直近の実施状況について記載)

# (1) 教職員健康診断の実施状況

	実加	<b>拖期日</b>		実施医療機関名	未受診教職員(非常勤・臨時 職員を含む。)の有無
内科等	年	月	日		無・有(その人数 人)

未受診教職員がいる場合	その後に受診済み	結果の記録	未 受 診
その後の措置状況	(人数 人)	有・無	(人数 人)

(参考):健康診断票

# (2) 健康診断項目の実施及び記録の状況

項目	実施の有無	記録の有無
ア 身長(注1)	有・無	有・無
イ 体重	有 • 無	有・無
ウ 腹囲(注2)	有・無	有 · 無
工 視力	有・無	有・無
才 聴力	有 • 無	有 · 無
カ 結核の有無	有 • 無	有 · 無
キ 血圧	有・無	有・無
クー尿	有 • 無	有 · 無
ケ 胃の疾病及び異常 (注3)	有 • 無	有 · 無
コ 貧血検査(注4)	有 • 無	有 · 無
サ 肝機能検査 (注4)	有・無	有・無
シ 血中脂質検査(注4)	有・無	有・無
ス 血糖検査(注4)	有 · 無	有・無
セ 心電図検査(注4)	有 · 無	有 · 無
ソ その他の疾病及び異常	有 · 無	有・無

<sup>(</sup>注1) 身長:20歳以上を除くことができる。 (注2) 腹囲の検査を省略できるもの

(注3) 胃の疾病及び異常の有無:40歳未満を除くことができる。 なお、医師が認めた場合は、ペプシノゲン法による血液検査等で実施することも可能である。 (注4) 貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図:35歳未満及び36歳以上40歳未満を除くことができる。 (参考):健康診断票

<sup>(</sup>注)未受診者については、その後の受診結果を園で保管する必要がある。

<sup>35</sup>歳未満及び36歳以上40歳未満、妊娠中の女子、腹囲が内臓脂肪の蓄積に反映していないと診断された もの、BMIが20未満、自ら腹囲を測定しその値を申告したもの

# (3) 必要な事後措置

必要な事後措置	講じている ・	講じていない
---------	---------	--------

# (4) 雇入時健康診断の実施状況(令和5年度)

対象人数	受診者数 (3 か月以内に 受けた健康診断の結果票等 を提出した者を含む)	未受診者への対応
人	人	

(参考):健康診断票

# (5)業務委託の派遣職員等の健康状況の確認及び保管状況

種別	科目等	健康状態の確認状況
通園バス派遣職員		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
正課に係る派遣職員		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
課外教室講師等		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし
		確認 (健康診断書の写しを保管 ・その他)、 未確認、 該当なし

(参考):健康診断票の写し、健康である旨の証明書等(委託・派遣元発行)

#### 5 環境衛生検査の実施状況

# (1) 保育室等の空気

ア 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素、二酸化窒素(年度2回)

実施年度	令和	5年度	(予定含む	ß)		令和△	4年度	検査省略の場合、 薬剤師による省略許可年			
検査項目	1回	目	2回		1回	目	2回	目		こよる省略許可生直近の検査年月日	
換気(CO <sub>2</sub> )	月	日	月	П	月	日	月	日			
温度	月	日	月	日	月	日	月	日			
相対湿度	月	日	月	日	月	日	月	日			
保育室にエア	コン設置	有	・無	(有0	り場合には	<b> 検査</b>	が必要)				
浮遊粉じん (注1)	月	日	月	日	月	日	月	日	(省略許可) 年 (直近検査) 年		E E
気流	月	日	月	日	月	日	月	日	+		Н
保育室にガス	及び灯油	等を使	用する燃	焼器具	製置	有・領	<b>無</b> (7	有の場	合には検査	『が必要	要)
一酸化炭素	月	日	月	П	月	日	月	日			
二酸化窒素	月	日	月	日	月	日	月	日			
未実施理由又 場合の事後措											

(参考): 学校薬剤師又は委託業者からの検査結果報告書、学校薬剤師による検査省略許可の書面

# イ ホルムアルデヒド、トルエン、ダニ又はダニアレルゲン(年度1回)

	$\frac{1}{1}$								
実施年度	令和5年度 (予定含む)		令和4年度		検査省略の場合、 薬剤師による省略許可年月日と直近の検査年月日				
	(1)/	٥,			米川叫による日	町町り十万	日に但近り	/恢且十月日	
   ホルムアルデヒド(注1)	月	日	月	日	(省略許可)	年	月	日	
(水)レムナ /レナ に下(注1)	Л	Н	Л	Н	(直近検査)	年	月	日	
	月	н	п	п	(省略許可)	年	月	日	
トルエン(注1)(注2)	月	日	月	日	(直近検査)	年	月	日	
ダニ又はダニアレルゲン	月	日	月	日					

未実施理由又は不適の 場合の事後措置

| (参考):学校薬剤師又は委託業者からの検査結果報告書、学校薬剤師による検査省略許可の書面 (注1)浮遊粉じん、ホルムアルデヒド、トルエンその他揮発性有機化合物は、所定の方法により測定した結果、著しく基準値を下回った場合は、保育室等の環境に変化がない限り、以後の検査を省略することができる。ただし、薬剤師等から省略の許可を書面で得ておくこと。 (注2)トルエン以外の揮発性有機化合物 (キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン) については、必要と認める場合 (使用が疑われる場合) は実施する必要がある。

# (2) 照度及び照明環境(年度2回)

	C 711/2			• •					
実施年度	令和5	年度	(予定含	む)	令和4年度				
検査項目	1回目		1回目 2回		1回目		2回目		
照度及び 照明環境	月日		月	田	月	日	月	日	
未実施理由又 場合の事後措		)							

(参考): 学校薬剤師又は委託業者からの検査結果報告書

#### (3) 騒音レベル (年度2回)

(0) 两五日 2	/* \   /.										
実施年度	令和 5	(予定含		令和4	4年度	検査省略の場合、					
検査項目	令和5年度(予定含   1回目 2回   月日月月 月月月		目	1回	1回目		2回目		薬剤師による省略許可年     月日と直近の検査年月日		
	キレベル 日 日			]					(省略許可)		
騒音レベル			Я		月	日	月	日	年	月	日
対虫 日 レ・ハル	月	月 日	力		力	Н			(直近検査)		
									年	月	日
未実施理由又 場合の事後措		)									

(参考):学校薬剤師又は委託業者からの検査結果報告書、学校薬剤師による検査省略許可の書面 (注)騒音レベルは、測定結果が著しく基準値を下回った場合(窓密閉時:45デシベル以下、窓開放時:50デシベル以下)は、周囲の環境に変化がない限り、以後の検査を省略することができる。ただし、薬剤師等から省略の許可を書面で得ておくこと。

- (4) 飲料水の水源の区分
- ア 上水道 (直結給水)
- イ 上水道 (貯水槽経由) →別紙3を作成してください
- ウ 井戸水等 →別紙4を作成してください
- (5) 雑用水(雨水、井戸水等)の利用の有無
- ア 利用していない
- イ 利用している →別紙5を作成してください

(参考):学校薬剤師又は委託業者からの検査結果報告書

- (6) 便所の構造
- ア 放流式水洗便所
- イ 浄化槽式水洗便所 →別紙6を作成してください
- ウ くみ取り式便所
- (参考): 水質検査結果報告書、保守・点検・清掃報告書
- (注)浄化槽検査は、定期的な保守点検の他、年度1回の浄化槽の清掃作業及び年度1回の定期検査の実施義務があり、 園で全ての記録を保管する必要がある。

ア 水泳プータ (ア) 設置して (イ) 常設(j (ウ) 常設( (エ) 簡易組ま	ていない 通年利用 月~	) 引) ~			月	日~	~ 月		日)	
イ プール水(ア) 水道水 (イ) 井戸水	→別組					0				
<ul><li>使用積算</li><li>(ア)検査項</li><li>①遊離残留</li><li>④一般細菌</li><li>(イ)検査月</li></ul>	目(実施: 塩素( (	項目		西項目に× ( )	を記入する		)			
	日 月	日	月日	月	日 月	日	月	日	月	日
令和4年度	月	日	月日	月	目 月	日	月	日	月	日
A.T. = fronts	月	日	月日	月	日 月	日	月	日	月	日
令和5年度	月	日	月日	月	日 月	日	月	目	月	日
エ 使用期間。 は最初の入れ			五(循環式の場 前)する検査	合は使用	開始2~3	週間	経過後。	,入	替式の場	拾
			令和	口5年度検 (予定含			令和4	年度	検査月日	
	ロメタ				月 日				月	日

	設備の有無	令和5年度 検査月日(予定含む)	令和4年度 検査月日
<ul><li>⑧循環ろ過装</li><li>置の処理水</li></ul>	有 • 無	月 日	月 日

カ 施設・設備の衛生状況 (毎学年1回実施)

項目	設備の 有無	令和 5 年度 検査月日(予定含む)	令和4年度 検査月日
⑨プール本体の衛生状況等		月 日	月 日
⑩浄化設備及びその管理状況	有・無	月 日	月 日
⑪消毒設備及びその管理状況	有・無	月 日	月 日
12屋内プールの空気及び水平面照度	有・無	月 日	月 日

#### 不適の場合の事後措置

(注)大腸菌が検出された場合はプールの使用を中止し、直ちに改善措置を行う。規定量の遊離残留塩素の検出後に 改めて再検査を実施の上、大腸菌が検出されないことを確認した後にプールの使用を開始する。

- キ プール実施当日朝の園児の健康管理状況
- (ア) 健康カード等で実施している
- (イ) 実施していない
- ク プール管理日誌の状況
- (ア) プール管理日誌を作成している。
- (イ) 作成していない

(参考):プール水等の検査結果報告書、プール管理日誌、プールカード

# (8) 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理 ア 定期点検

点検項目	令和5年度実施月日 (予定含む)	令和4年度実施月日	記録の方法
大掃除の実施 (年度3回)	① 月 日 ② 月 日 ③ 月 日	① 月 日 ② 月 日 ③ 月 日	記録なし・点検表・園日誌
雨水の排水溝等の 検査の実施 (年度1回)	月日	月 日	記録なし・点検表・園日誌
ネズミ、衛生害虫 等の検査の実施 (年度1回)	月 日	月 日	記録なし・点検表・園日誌
黒板面の色彩の検 査の実施 (年度1回)	実施(月日)	実施 (月日)	記録なし・点検表・園日誌

(参考):点検表、園日誌

### イ 日常点検

点検項目	実施の有無	実施の頻度	記録の方法
教室等の環境	実施・未実施	毎日 その他( )	記録なし・点検表・園日誌
飲料水の	実施・未実施	毎日	<b>司組み)、占松主、国口計</b>
水質及び施設・設備	<b>美</b> ル・木美旭	その他 ( )	記録なし・点検表・園日誌
学校の清潔及び	実施・未実施	毎日	記録なし・点検表・園日誌
ネズミ・衛生害虫等	天心 不天心	その他 ( )	山塚なし、小伊衣・園日記

(参考):点検表、園日誌

#### 6 安全点検の実施状況

(1) 園の施設、園具等の安全点検の実施状況

ア 定期点検(毎学期1回以上)

	医(母子别1 图以上)							
項目	具体的な	令和5	年度実施	施月日	令和4年度実施月日		占於司紐	
	点検方法	(予定含む)					点検記録	
園舎内・園		1	月	目	1	月	日	
地・運動場		2	月	日	2	月	日	有・無
地・連動場		3	月	日	3	月	日	
Pda /// L o liba		1	月	日	1	月	日	
防災上の施		2	月	日	2	月	日	有・無
設・設備		3	月	目	3	月	目	
		1	月	目	1	月	日	
園具、遊具、		2	月	日	2	月	日	有・無
プール等		3	月	日	3	月	日	
		1	月	目	1	月	目	
通園路及び		2	月	日	2	月	日	有・無
通園バス運行		3	月	日	3	月	日	

(参考):点検表、園日誌

イ 上記の定期点検のほか日常点検の実施状況(園バスの運行開始前点検を含む。)

(ア) 実 施 (記録方法: 点検表、園日誌、記録なし)

(イ) 未実施 (参考): 点検表、園日誌

(2)消防法に基づく防火管理の状況

ア 防火管理者の選任・届出状況

	届出年月日		
月	日		
	月		

(参考): 防火管理者選任届出書の控え、防火管理者講習会修了証

イ 消防用設備等の点検の実施状況(直近の2回分について記載する)

- "						
実施	実施年月日		実施機関等	不適とされた項目		
年	月	日				
年	月	日				
未実施理場合の事						

(参考):消防用設備等点検報告書

ウ消火訓練、避難訓練、通報訓練の実施状況

		実施(予定)年月日	訓練の内容
今和 4 年 <del></del>	1	月日	消火訓練 ・ 避難訓練 ・ 通報訓練
令和4年度	2	月日	消火訓練 ・ 避難訓練 ・ 通報訓練
<b>公和</b> 5 左 庄	1	月日	消火訓練 ・ 避難訓練 ・ 通報訓練
令和5年度	2	月日	消火訓練 ・ 避難訓練 ・ 通報訓練

(参考):消防計画作成(変更)届出書、消防訓練実施(計画)報告書、学校安全計画、園日誌、

(注)消火訓練、避難訓練は毎年度2回以上、通報訓練は消防計画に定める回数実施する。

#### 7 学校給食の食品衛生

- (1) 学校給食の実施の有無
- ア 実施していない
- イ 給食会社等の給食を利用している(給食の保管場所:
- ウ 給食設備を有し、自園給食を行っている →**別紙7を作成してください**
- (参考):「学校給食に関する定期検査票 (A~Cランクのチェックリスト)」、「検便結果処置票」、「学校給食日常点検票」、その他の学校給食衛生管理基準に基づく報告書(給食施設、給食設備、施設設備の衛生管理、献立、食品の検収・保管、調理過程、検食・保存食、従事者の衛生管理・健康管理、毎日の点検等)

)

### 8 幼稚園における重大事故発生時の対応状況等(令和3年度~令和5年度)

(1) 重大事故発生の有無及び発生の対応状況等

1 /	*> 11 w/V O 20 Tr *> V1 \\ U \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
重大事故(死亡事			
故及び全治30日	有の場合、発生年月日・事故	県への	
以上の負傷・疾病	内容・対応状況の概要	報告の有	備考
を伴う事故) の発	四个 对心小人们以做安	無	
生の有無			
有 · 無	年 月 日発生 (概要)	有・無	

(参考):事故報告書の控え

#### 9 その他

(1) 保健室の有無

保健室の設置	保健衛生用具の常備
保健室あり 、職員室に設置 、未設置	常備されている ・常備されていない

### 別紙1 現金・預金内訳表(令和5年3月31日現在)

1	됌	소
1	环.	117

現金出納簿の額 🛦	実際の保有額	差差	異
円	円		円

2 預 金 (特定資産の分を除く)

<u>預 金 (特定資産の分</u>	<u>'を除く</u> )		
口座名 (口座番号等)	預金出納簿等の額	実際の保有額	差 異
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
上記計	円	円	円
当座預金等の修正		円	
小 計 <b>B</b>	円	円	円

3 預 金 (特定資産の分)

口座名 (口座番号等)	預金出納簿等の額	実際の保有額	差 異
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
小 計	円	円	円

4	現金+預金( <b>特定資産の分</b>	<b>を除く</b> )		
	合 計 (A)+(B))	円	円	円

5	「預金出納簿の額」と「実際の保有額」とに差異が生じた理由	

別紙2 第1 4 (7) イ 有価証券の保有状況

(注)外貨建て商品についても金額は円(財務計算書類計上額及び注記額)で記載してください。

種類・銘柄	取得年月日	満期年月日	取得価額	時価(R5.3.31)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

<sup>※</sup>記入しきれない場合は、このページをコピーして使用してください。

### 別紙3 第4 5 (4) イ <u>**貯水槽経由の**</u>水道水を水源とする飲料水の検査 (直結給水の場合は記載する必要はありません)

#### (ア) **貯水槽経由の**水道水を水源とする飲料水の水質検査(年度1回)

	実施(予定)月日	実施機関等	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の	の事後措置	

#### (イ) **貯水槽経由の**水道水を水源とする飲料水の施設・設備検査(年度1回)

	実施(予定)月日	実施機関等	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

## 別紙4 第4 5 (4) ウ 井戸水等を水源とする飲料水の検査(下記全ての項目に記入) 第4 5 (7) イ 井戸水等をプールの原水として使用している場合の水質検査 (下記(イ)、(ウ)に記入)

		(下記(イ	つ、(ウ)に	二記入)	
(ア) 井戸水等を	水源と	こする飲料水の日	常検査( <u>£</u>	<b>手日実施</b> )	
日常検査項	目(実	施項目に〇、未算	実施項目に	×を記入する)	
①遊離残留	塩素	( ) ②色	( )	③濁り ( )	
(イ) 井戸水等を	水源	こする飲料水の水	質検査(領	毎月1回、項目によって頻	i度は異なる)
		実施頻度		実施機関等	実施結果
令和5年度		年	回		適・不適
令和4年度		年	口		適・不適
ト実施又は不適の	場合の	り事後措置			
(ウ) 井戸水等を	水源と	:する飲料水の原	水の水質を	食査(年度1回)	
		実施月日		実施機関等	実施結果
令和5年度		月	日		適・不適
令和4年度 月 日		日		適・不適	
ト実施又は不適の	場合の	り事後措置			•
(エ) 井戸水等を	水源と			設備検査(年度2回)	T
		実施(予定)	月日	実施機関等	実施結果
<b>今和日午</b>	1	月	日		適・不適
令和5年度	2	月	H		適•不適
△ ₹n 』 左 庄	1	月	H		適•不適
令和4年度	2	月	日		適•不適
<b>k実施又は不適の</b>	場合の	り事後措置			

### 別紙5 第4 5 (5) イ 雑用水 (雨水、<u>飲用手洗い等に使用しない井戸水</u>等) の利用

#### (ア) 水質検査(年度2回)

. , . , . ,				
		実施(予定)月日	実施機関等	実施結果
令和5年度	1	月 日		適・不適
7和3年度	2	月 日		適・不適
△和 4 年 座	1	月 日		適・不適
令和4年度	2	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

### (イ) 施設・設備検査 (年度2回)

		実施 (予定) 月日	実施機関等	実施結果
令和5年度	1	月 日		適・不適
77年3千段	2	月 日		適・不適
令和4年度	1	月 日		適・不適
	2	月 日		適・不適

未実施又は	ナインギル	田への	古沙州里
<b>木夫</b> 畑 x l	エクト1店()	ル場合り)	事份指值

木夫旭又は小週の場合の事依指直		

#### 別紙6 第4 5 (6) イ 浄化槽式水洗便所

#### (ア) 浄化槽の処理能力

現有浄化槽の処理能力		基準処理能力	$(生徒定数+教職員数) \times 0$ .	2	
人	(	人十	人) × 0. 2 =	人	,

### (イ) 浄化槽の保守点検(処理対象人員及び処理方式によって点検頻度が異なります)

	実施頻度	実施機関等	実施結果
令和5年度	か月に 回		適・不適
令和4年度	か月に 回		適・不適

未実施又	は不適	の場合	の事	後措置
ノトントル四ント	100	* / //// 🗀	*/ J	

#### (ウ) 浄化槽の清掃(年度1回)

	実施(予定)月日	実施機関等	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

未実施又	け不適の	の場合	の事を	幺拱署
	141, man	ノグかロ	マノヨー	77 1 H I H I

### (エ) 浄化槽の水質に関する検査(年度1回)

	実施(予定)月日	実施機関等	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

令和4年度	月	日		適・不適
未実施又は不適の場合 <sup>の</sup>	の事後措置			

#### 別紙7-1 第4 7(1)ウ 給食設備を有し、自園給食を行っている

(参考):「学校給食に関する定期検査票(A~Cランクのチェックリスト)」、「検便結果処置票」、「学校給食日常点検票」、その他の学校給食衛生管理基準に基づく報告書(給食施設、給食設備、施設設備の衛生管理、献立、食品の検収・保管、調理過程、検食・保存食、従事者の衛生管理・健康管理、毎日の点検等)

#### (ア) 学校給食施設等の検査(年度1回)

	実施(予定)月日	検査実施者	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

#### (イ) 学校給食設備等の衛生管理の検査(年度3回)

		実施(予定)月日	検査実施者	実施結果
	1	月 日		適・不適
令和5年度	2	月 日		適・不適
3	3	月 日		適・不適
	1	月 日		適・不適
令和4年度	2	月 日		適・不適
	3	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

### (ウ) 学校給食用食品等の検収・保管等、使用水の安全確保及び検食、保存食の状況の 検査(年度3回)

		実施(予定)月日	検査実施者	実施結果
	1	月 日		適・不適
令和5年度	2	月 日		適・不適
	3	月 日		適・不適
	1	月 日		適・不適
令和4年度	2	月 日		適・不適
	3	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

#### 別紙7-2 第4 7(1)ウ 給食設備を有し、自園給食を行っている

#### (エ) 調理過程の検査(年度1回)

	実施(予定)月日	検査実施者	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

#### (オ) 学校給食従事者の衛生管理及び健康管理の検査(年度3回)

		実施(予定)月日	検査実施者	実施結果
令和5年度	1	月 日		適・不適
	2	月 日		適・不適
	3	月 日		適・不適
令和4年度	1	月 日		適・不適
	2	月 日		適・不適
	3	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

### (カ) 学校給食における衛生管理体制の検査(年度1回)

	実施(予定)月日	検査実施者	実施結果
令和5年度	月 日		適・不適
令和4年度	月 日		適・不適

未実施又は不適の場合の事後措置

#### (キ) 保健所の立ち入り検査

アなし イあり

立入検査日		1	指示事項及び改善の状況
年	月	日	

幼稚園名	幼稚園
沙川田四十	 少川田区

#### 園舎等への太陽光パネルの設置状況及び売電収入額

太陽光パネルの設置及び 電力会社への売電の状況	パネル設置の際の施設整備補助金の有無	令和4年度売電収入額 (ア又はイに該当の場合記入)
ア 電力会社に発電分を全量売電している (収益事業に該当) イ 電力会社に余剰電力を売電している ウ 電力会社に売電せず、全量を園で消費 エ 太陽光パネルを設置していない	有・無	円/年度

(参考):電力会社との売電に関する契約書、施設整備費補助金交付申請書類、元帳

#### 2 園舎等の耐震状況

(1) 耐震診断及び耐震工事

ア 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた園舎がある → 附帯調査別紙を作成ください

イ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた園舎のみである

(参考):耐震診断結果報告書

(2) 学校設置者による非構造部材の耐震点検・劣化点検実施状況

文部科学省による「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年度3月改訂版)」のチェ ックリストに基づく点検を行ったか。

項目	実施年月
定期的に行う劣化点検(3年に1回程度実施)	年 月 実施
耐震性一斉点検(計画的に1度実施)	年 月 実施

※文部科学省では、上記ガイドブックのチェックリストに基づいた非構造部材の耐震点検、劣化点検を推進している。 (参考):非構造部材の耐震点検、劣化点検は、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック (平成27年度3月改訂版)」のチェック リストに基づく点検を行うことが文部科学省により推進されている。 また、年に1度、「私立学校の実態調査(様式2-3-3)」において非構造部材の耐震点検、対策状況を調査、公表している。

#### ブロック塀等の安全対策

区分	実施の有無			実施予定年月	
ブロック塀等の有無	有(年	月)	無		_
外観に基づく点検	有(年	月)	無	不要	
内部の診断	有(年	月)	無	不要	
応急的な対策	有(年	月)	無	不要	
恒久的な対策	有(年	月)	無	不要	

外観に基づく点検:目視等で可能な調査 内部の診断:専門的な調査

応急的な対策:撤去、注意喚起、近寄れない措置等の実施

#### 附帯調査別紙

### 附帯調査2(1) ア 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた園舎がある場合

- ※ 該当する園舎が複数ある場合には、棟ごとに作成してください。
- ※ 1つの建物として登記されている建物は、棟を分けずに、1つの棟として記入してください。(登記上は1つの建物であるにもかかわらず、幼稚園では別棟扱いをしている場合がありますが、本票では登記上の1つの建物を単位として記入してください。)

設置者番号	学校法人・設置者名	
幼稚園番号	幼稚園名	

#### 1 建物の概要

①棟番号(複	数の棟がある	場合には、通し	番号を付けて	てください。)	
②構造		③階数		④延べ床面積 (m²)	

#### 2 耐震診断の実施状況

⑤実施状況	実施済	未実施	⑥実施時期	年	月
⑦診断結果	Is値(		) Iw値 (	)	

(「⑤実施状況」が「未実施」の場合は、「⑧実施予定」と「⑨実施予定時期」について記載してください。)

⑧実施予定	あり	なし	⑨実施予定時期	年	月
	677	. 6	© ) C N E 1 / C 1 / 91		/ 4

(「⑧実施予定」が「なし」の場合は、下欄に理由を記載してください。)

#### 3 耐震補強工事の実施状況

耐震診断を実施した結果、非木造建物で Is 値が 0.6 未満又は木造建物で Iw 値が 1.0 未満と判定された場合は、「⑩実施状況」「⑪実施時期」「⑫工事実施後の Is 値(Iw 値)」について記載してください。

⑩実施状況	実施済	未実施	⑪実施時期	年	月
②工事実施後の	り Is 値(Iw 値)	Is 値(	) Iw	値 (	)

#### 4 耐震化工事の実施予定

「⑩実施状況」が「未実施」の場合は、「⑬実施予定」「⑭改築と補強の別」「⑮実施予定時期」「⑯補助金希望の有無」について記載してください。

⑬実施予定	あり	なし	⑭改築と補強の別	改築	補強
⑤実施予定時期	年	月	16補助金希望の有無	あり	なし

(「⑬実施予定」が「なし」の場合は、下欄に理由を記載してください。)